発行者情報

【表紙】

【公表書類】 発行者情報

【公表日】 令和2年8月28日

【発行者の名称】 株式会社バルコス

(BARCOS Co., Ltd.)

代表取締役社長 山本 敬 【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 鳥取県倉吉市河北町1番地

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場

所で行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 鳥取県倉吉市中江48番地の1

【電話番号】 0858-48-1440

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 髙田 真由子

【担当J-Adviserの名称】 フィリップ証券株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 代表取締役 下山 均

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される https://www.phillip.co.jp/ ウェブサイトのアドレス】

【電話番号】 (03)3666-2101

当社は、当社普通株式を令和2年10月2日にTOKYO PRO 【取引所金融商品市場等に関する事項】

Marketへ上場する予定であります。

当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資 家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証 券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定によ

り、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

【公表されるホームページのアドレス】 株式会社バルコス

https://www.barcos.jp/ 株式会社東京証券取引所 https//www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2.発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。) 第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第27期	第28期	第29期
決算年月		平成29年12月	平成30年12月	令和元年12月
売上高	(千円)	_	2, 215, 912	3, 085, 896
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	_	△48, 782	295, 827
親会社株主に帰属する当期利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円)	_	△47,724	160, 720
包括利益	(千円)	_	△50, 540	161, 005
資本金	(千円)	_	93,000	30,000
発行済株式総数	(株)	_	920	1, 140
純資産額	(千円)	_	△137, 292	67, 712
総資産額	(千円)	_	1, 358, 692	1, 914, 834
1株当たり純資産額	(円)	_	△149. 23	59. 40
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額(△)	(円)	_	△51.87	174. 13
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額	(円)	_	Ī	_
自己資本比率	(%)	_	△10.1	3. 5
自己資本利益率	(%)	_		_
株価収益率	(倍)	_		_
配当性向	(%)	_		_
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	_	296, 321	399, 420
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	_	△64, 998	△59, 218
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	_	20, 752	93, 098
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	_	308, 638	742, 003
従業員数	(名)	_	76	77

- (注) 1. 第27期は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
 - 4. 第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、潜在株

式が存在しないため記載しておりません。また、第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

- 5. 第28期の自己資本利益率については親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、第29期の自己資本利益率については自己資本 ((期首自己資本+期末自己資本)÷2)がマイナスとなるため、記載しておりません。
- 6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 7. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数については従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
- 8. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第29期の連結財務諸表について監査法人ハイビスカスの監査を受けておりますが、第28期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。
- 9. 令和2年7月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いましたが、第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

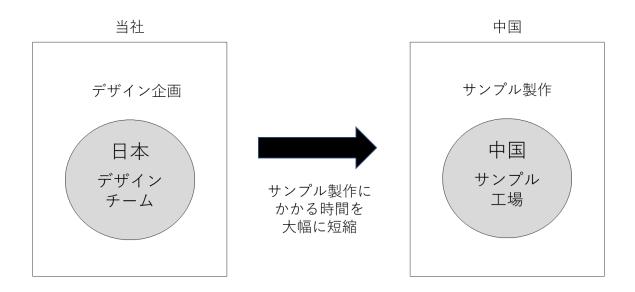
当社は、「創る、造る、売る」を経営理念に平成3年5月に鳥取県倉吉市で創業しております。 当社グループの沿革は以下のとおりであります。

年 月	沿革
平成3年5月	バッグ等の皮革商品の卸売事業及び店舗事業を目的として鳥取県倉吉市に有限会社バル
	コスを資本金300万円で設立。
平成8年8月	株式会社へ組織変更し、資本金1,000万円に増資。
平成11年8月	東京支店を東京都目黒区に開設
平成13年6月	海外からの商品仕入の窓口として、株式会社アイ・シー・オー(現連結子会社)を資本
	金600万円で設立。
平成15年11月	オリジナルブランド「BARCOS」の販売開始。
平成19年1月	本社事務所移転(倉吉市中江)。
平成19年2月	オリジナルブランド「Hanaa-fu」の販売開始。
平成19年9月	海外事業を開始
平成20年7月	中国・香港にBARCOS HONG KONG LIMITED (現連結子会社) を設立
平成21年6月	バッグ等のサンプル製造を目的として、中国・広州に广州巴可斯皮具貿易有限公司設
	立。令和2年6月に清算結了。
平成25年2月	オリジナルブランド「BARCOS J LINE」販売開始。
平成25年9月	MILANO「MODERN SHOWROOM」にて出展開始。
平成26年6月	クロスメディア事業を開始
平成27年12月	ニューヨーク紀伊国屋書店内「和技WAZA Showroom」にて出展開始。
平成29年4月	タイのLME CO., LTD. とタイにおける総代理店契約を締結し、現地にて販売開始。
平成29年9月	オリジナルブランド「Barcos Blue」販売開始。
令和元年9月	バッグ等のサンプル製造を目的として、中国・広州に广州巴可斯商贸有限公司(現連結
	子会社) 設立。

3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社、連結子会社3社(株式会社アイ・シー・オー、BARCOS HONG KONG LIMITED、广州巴可斯商贸有限公司)で構成されており、国内外において、バッグ等の皮革商品の小売及び卸売業を主な事業として取り組んでおります。

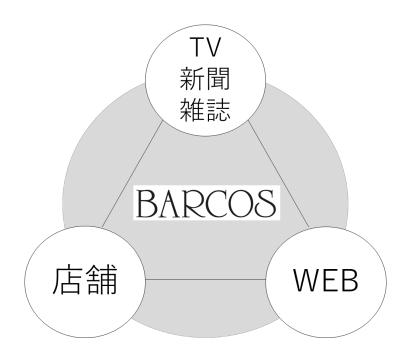
当社グループでは、日本のデザインチームが企画及びデザインしたサンプルを、中国広州にある独自のサンプル工場で製作しております。サンプルの修正作業等も迅速に行い、通常1か月かかるサンプル製造を、1週間程度に短縮することで、商品化へのスピードを速くできる仕組みを構築しております。サンプル製作後の本生産につきましては、価格、納期、クオリティに応じて、主に中国、バングラデシュ、イタリア、日本の中から最適な生産協力工場へ依頼することで、品質の維持に努めております。



当社グループの事業セグメント内容は、(1)クロスメディア事業、(2)店舗事業、(3)海外事業の3つに大別され、その内容は以下の通りです。

(1) クロスメディア事業

当社グループでは、インフォマーシャル(「情報」という意味のインフォメーションと、「広告」という意味のコーシャルを掛け合わせた造語であり、15秒や30秒のテレビCMとは異なり、比較的長時間にわたって紹介する動画)、ECサイト(公式オンラインショップ、yahoo!ショッピングモール、楽天市場、ZOZOTOWN等)、及び新聞・雑誌広告等の各種メディアを通じて当社商品の販売を行っております。なお、当該メディアを活用することにより、実際に商品を手に取ってみたいというお客様を、店舗事業部におけるリアル店舗に誘客する効果もあります。



(2) 店舗事業

当社グループは、鳥取県内をはじめ東京、大阪等の大都市圏等の百貨店や商業施設で幅広く展開しており、令和2年7月末現在、店舗21店を展開しております。店舗販売では、出店先の百貨店や商業施設の顧客だけに頼ることなく、テレビや雑誌の広告出稿と連動して、誘客することが可能となっております。テレビ・雑誌・新聞と各ECサイト、店舗を繋ぎ、相乗効果を図っております。

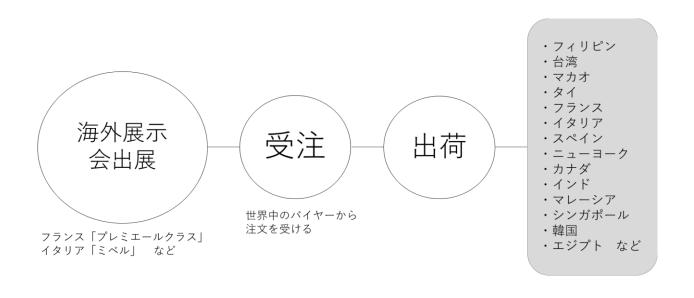
(バルコス店舗一覧)

令和2年7月31日現在

地域	店舗数	開設年月日	店舗名
東北地区	1店舗	令和2年2月	仙台三越店
関東地区	7店舗	平成28年5月	新宿マルイ店
		平成31年4月	FKD宇都宮店
		令和元年9月	北千住マルイ店
		令和元年12月	バルコス東京目黒本店
		令和元年12月	東急プラザ渋谷店
		令和2年2月	グランデュオ立川店
		令和2年3月	日比谷シャンテ店
関西地区	2店舗	平成30年11月	ピオレ姫路店
		令和元年12月	なんばマルイ店
中国•	11店舗	平成3年5月	ギャラリーM店
四国地区		平成19年8月	一畑百貨店松江店
		平成28年1月	バルコス倉吉本店
		平成28年10月	米子天満屋店
		平成29年8月	バルコス鳥取店
		平成29年9月	シャミネ鳥取店
		平成29年11月	倉敷天満屋店
		平成30年10月	福屋西条店
		平成31年2月	岡山一番街店
		平成31年3月	シャミネ松江店
		平成31年4月	ゆめタウン出雲店
合計	21店舗		

(3)海外事業

当社グループでは、ミラノやパリ等で開催される海外展示会への出展を積極的に行い、世界各国のバイヤーへ新作をプレゼンすることで知名度の向上に努めて商品の販売を行っております。平成29年には、タイ国内に7店舗(令和2年7月末現在)を擁するタイの現地アパレルメーカーと総代理店契約を結び商品の販売を行っております。

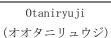


当社グループが取扱う主なブランド及びその特徴は、次のとおりであります。 ブランド コンセプト 「現代女性のさまざまなライフシーンを美しく、豊かにする」をコンセ BARCOS (バルコス) プトにした、バッグ・革小物のバルコスオリジナルブランド。タイムレ スから最新トレンドまで、ユーザーニーズに合わせた幅広いアイテムを ご提案いたします。 Hanaa-fu 美しいディティールと立体感のあるデザインが特徴のブランド。バッグ (ハナアフ) の美しい立体的なフォルムは、複雑な構造とそれを可能にする高い技術 によって具現化されています。東洋らしいフォルムと西洋のエレガンス が融合するスタイルが新しいジャパニーズ・モダンを表現しています。 BARCOS J LINE 感性豊かな新しい文化と古くから受け継がれる匠の技。日本には世界が (バルコスジェーライン) 認める現代アートやアニメなどのポップカルチャーに代表される最先端 のクリエーションがあります。また、日本には古来より各分野で脈々と BARCOS / LINE 受け継がれる世界に誇れる職人技術があります。この日本を代表する2 つの文化を融合し世界基準のラグジュアリーブランド創出を目指しバル コスJライン全ての商品は皮なめしから、裁断、縫製、彫金にいたるまで 最高峰の職人達が、日本の物作りに徹底的にこだわりました。 Barcos Blue

(バルコスブルー)



流行に左右されない若い女性のためのオーセンティックで本物志向のバ ッグ、財布、小物類を取り揃えたバルコスの新しいブランド。フェイク レザーやキャンバスを使った商品を多数取り揃えています。

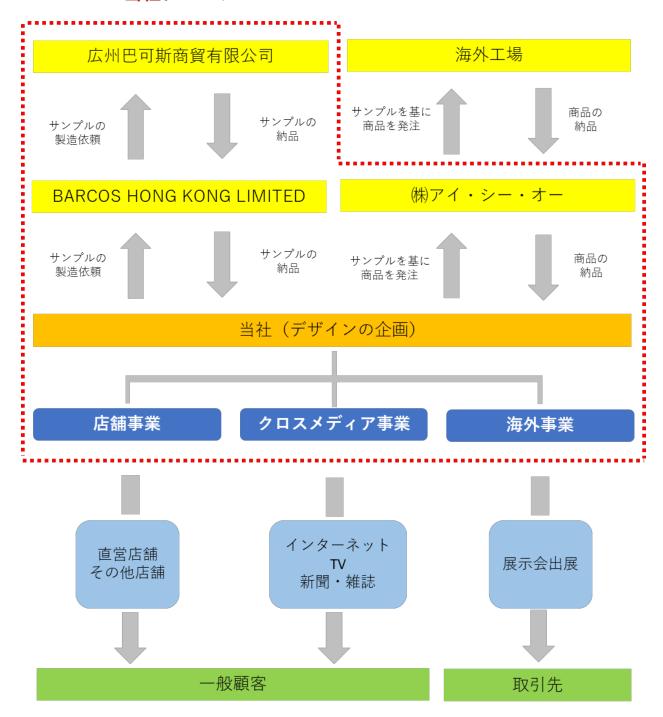




繊細な刺繍が描く、アートバッグの世界。ミラノのランウェイに登場し 話題となり、TVドラマのスタイリストからもオファーを受けたオンライ ン限定オーダーのEYEs Collection をはじめ、大谷リュウジの繊細なデ ザインエッセンスを閉じ込めたアートバッグを取り揃えています。大谷 リュウジにしかできないモノクロと流麗な曲線により表現された作品が 物語る世界観をお楽しみいただけます。

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。 [事業系統図]

当社グループ



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社アイ・シー・オー (注) 2	鳥取県倉吉市	6,000千円	皮革商品の輸入 及び販売 広告代理店業	100. 0	当社との商品の 売買 資金の貸付 役員の兼任
BARCOS HONG KONG LIMITED	中国・香港中環	1 HKD	皮革商品の輸入 及び販売	100. 0	当社との商品の 売買 役員の兼任
广州巴可斯皮具貿易有限公司 (注) 2 、4	中国広東省広州市	500千RMB	皮革商品の製造 及び販売	100. 0 [100. 0]	当社サンプルの 製造 役員の兼任

- (注) 1. 議決権の所有割合の [内書] は、間接所有割合であります。
 - 2. 特定子会社であります。
 - 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 - 4. 广州巴可斯皮具貿易有限公司は、令和2年6月に清算決了しております。なお、同事業は 广州巴可斯商贸有限公司に引き継がれております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和2年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
クロスメディア事業	22
店舗事業	26
海外事業	0
全社 (共通)	27
合計	75

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数については従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
 - 2. 海外事業は、商品開発部門の従業員が兼務しております。
 - 3. 全社(共通)は、管理部門、商品開発部門及び海外子会社の従業員であります。

(2) 発行者の状況

令和2年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
59	39.8	5.0	3, 684

セグメントの名称	従業員数(名)
クロスメディア事業	22
店舗事業	26
海外事業	0
全社 (共通)	11
合計	59

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数については従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
 - 2. 海外事業は、商品開発部門の従業員が兼務しております。
 - 3. 全社(共通)は、管理部門及び商品開発部門の従業員であります。
 - 4. 平均年間給与は、給与総額(通勤手当)及び賞与を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度(平成31年1月1日から令和元年12月31日)における我が国の経済は、政府の景気対策等の効果もあり、企業収益、個人消費、設備投資等緩やかな景気回復基調で推移したものの、海外における政治リスクや経済動向等については、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

このような経営環境下で当社グループでは、新たな店舗展開を図るとともに、既存分野におきましても消費者ニーズの変化に対応した高付加価値の商品を開発し、売上の拡大、市場の活性化に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は3,085,896千円(前年同期比39.3%増加)、営業利益は311,071千円(前年同期は営業損失20,685千円)、経常利益は295,827千円(前年同期は経常損失48,782千円)、親会社株主に帰属する当期純利益は160,720千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失47,724千円)となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(クロスメディア事業)

クロスメディア事業は、インフォマーシャルを中心に、インターネット、新聞、雑誌などクロスマーケティングによる販売・管理・運営を主としており、平成30年より販売好調なBALCOSブランド男女兼用長財布の新作令和元年版を作成し、更なる売上拡大を進めてまいりました。

この結果、クロスメディア事業の当連結会計年度の業績は、売上高2,386,685千円(前年同期比133.7%)、セグメント利益473,741千円(前年同期比125.3%)となりました。

(店舗事業)

店舗事業は既存店舗の販売・管理・運営及び新規店舗の開拓を主としており、当連結会計年度は新たに、FKD宇都宮店、シャミネ松江店、ゆめタウン出雲、岡山一番街、北千住マルイ、東急プラザ渋谷、なんばマルイに店舗をオープンし、さらに東京の直営1号店となるバルコス東京目黒本店をオープンし、売上拡大を進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度は8店舗を出店し、合計店舗数は21店となり、店舗事業の当連結会計年度の業績は、売上高653,940千円(前年同期比163.6%)と売上を拡大しましたが、出店経費もかさみセグメント損失は6,981千円となりました。

(海外事業)

海外事業は、海外への販売、海外展示会への出展、及び新商品の開発を主としており、タイへの 販売を軸とし、海外展示会で新たな海外顧客獲得を目指してまいりました。

この結果、海外事業の当連結会計年度の業績は、売上高45,270千円(前年同期比144.5%)、セグメント利益18,931千円(前年同期比2,113.0%)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末と比較して433,364千円増加し、742,003千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により増加した資金は399,420千円(前年同期は296,321千円の増加)となりました。これは主に税金等調整前当期純利益223,726千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は59,218千円(前年同期は64,998千円の減少)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出31,081千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により増加した資金は93,098千円(前年同期は20,752千円の増加)となりました。これは主に長期借入れによる収入386,393千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
クロスメディア事業	793, 962	116. 2
店舗事業	172, 608	100.6
海外事業	29, 988	357. 5
合計	996, 558	115. 5

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
 - 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)	
クロスメディア事業	2, 386, 685	133. 7	
店舗事業	653, 940	163. 6	
海外事業	45, 270	144. 5	
승카	3, 085, 896	139. 3	

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 主な相手先別の販売実績については、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 内部管理体制の強化

当社グループの円滑な成長を確保していくためには、経営環境の変化や業界の動向などを常時 正確に把握し、適時・適切に経営判断に反映させていくことが、従来以上に重要なものであると 考えております。こうした観点から、内部管理体制の一層の充実を図ってまいります。

(2) 人材の確保・育成

当社グループは、継続的な新規出店を行っており、各店舗における従業員の確保及び育成は重要な課題であると考えております。こうした観点から、様々な採用チャネルを活用して人材の確保・育成をしていくとともに、雇用形態の充実や働き方の多様化を図ることで、顧客に対するサービスの一層の向上を図ってまいります。

(3) 店舗運営の効率化

当社グループは、今後の店舗網拡大に対応すべく販売管理及び顧客管理のシステム化を進めて まいります。店舗運営に関しても、店舗運営マニュアルの整備及びマネジメント体制の強化によ り効率化を進めてまいります。

(4) 海外事業の推進

当社グループは、「倉吉から世界へ。」をスローガンに海外事業を積極的に推進し、事業規模の拡大を図るとともに、グローバルブランドとして認知、支持されるための施策を推進してまいります。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したもの であります。

(1) 事業環境に関わるリスクについて

① 自然災害、感染症について

地震、津波、その他大規模自然災害、火災等の事故災害や感染症の世界的流行(パンデミック)が発生した場合、当社の営業活動に支障が生じる可能性があります。発生時の損害の拡大を最小限におさえるべく、点検・訓練の実施、連絡体制の整備に努めておりますが、このような災害による物的・人的被害により、当社グループの事業戦略や業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ウイルスなどの感染症等につきましては、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の蔓延等の要因による、バッグ等の皮革製品の購買意欲の後退等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② トレンドについて

当社グループが属する業界は、流行の変化が激しく、商品のライフサイクルが短い傾向にあります。当社グループは、流行に左右されにくい商品の開発や複数のブランドの展開等により当該リスクの低減を図っておりますが、トレンドの変化等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 出店について

当社グループは、顧客層の動向や流行等を総合的に勘案しながら、出店計画を立案しておりますが、出店計画が順調に推移しなかった場合や、競合他社による出店等により売上業績が見込みを下回った場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 輸入商品の仕入確保について

当社の取扱う商品は、海外、特に中国にて製造が行われております。他国においても製造を行っておりますが、流通経路のトラブルや需要と供給のバランスの崩壊、感染症の世界的流行(パンデミック)等により、海外商品仕入が極端に制限された場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関わるリスクについて

① ブランド力の維持について

当社グループは、ブランド力の維持にあたって、著名な芸能人やモデル等との契約により、商品及び当社グループの認知度を向上させる方針であります。また、当社グループにおいて、法令

遵守違反などの不適切な行為が発覚した場合は、速やかに適切な対応を図っていく方針であります。しかし、契約先の不祥事や当社グループに対する悪質な風評等がSNS等に掲載され、それが爆発的に発生・流布した場合には、当社グループのブランドイメージが毀損され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 商品企画について

当社グループでは、過去の実績や海外のトレンドを基に商品の企画を行っており、それが当社 グループの競争力の源泉の一つであります。しかしながら、お客様のニーズに合った商品企画が 計画通りに進まなかった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性が あります。

③ 特定商品への依存

当社グループは複数のブランドで継続的に新商品を生み出し、特定の商品に偏らない事業展開を目指しております。しかしながら、当連結会計年度においては、「BALCOSブランド 男女兼用長財布」の売上が約5割を占めており、当社グループの主要商品となっております。よって、当該商品群が消費者ニーズに適合しない当の理由により需要が減少した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 商品の品質管理について

当社グループは、商品を企画し販売をするにあたり、メーカーや工場の協力を得て万全の体制を取っておりますが、万一不測の事態により商品の品質に欠陥が生じ、大量の消費者トラブル及びクレームが発生した場合、大規模な返品、製造物責任法に基づく損害賠償の対応費用の発生、信用失墜等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ ネット通販について

当社グループは、クロスメディア事業として、オンラインストアを運営しておりますが、更なる事業拡大のために、システム増強等の大きな追加投資が必要となる場合があります。また、システムトラブル等で長期間サーバーがダウンすることによる取引機会の喪失や信用の毀損が発生した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 特定の仕入れ先への依存について

当社グループの取り扱う商品は、主要な仕入先である广东南都皮具有限公司、广州市芭依雅皮革有限公司に対する割合が高くなっており、令和元年12月期における仕入高の約30%が广东南都皮具有限公司、約15%が广州市芭依雅皮革有限公司に対するものです。今後も当該取引先との安定的な取引を確保出来るよう努めてまいりますが、当該取引先との資本関係は無く、取引の継続性や安定性が保証されていないため、当該取引先の経営施策や取引方針の変更等によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営体制に関わるリスクについて

① 特定人物への依存について

当社の代表取締役である山本敬は、設立以来当社の事業推進において重要な役割を担ってまいりました。また、同氏は、商品の企画、ブランド全体のプロデュース等において豊富な経験と知識を有しております。当社グループでは、人材の育成や権限移譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの経営執行を継続することが困難になった場合、現状では、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 小規模組織であることについて

当社は取締役3名、監査役1名及び従業員数が75名(令和2年7月31日現在)と小規模な組織であり、業務執行体制及び内部管理体制もそれに準じたものとなっております。当社は今後の業容拡大に伴い、業務執行体制及び内部管理体制の充実を図っていく方針でありますが、これらの施策に対し十分な対応が出来なかった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材の確保・育成について

当社グループは、持続的な成長のために、継続的に優秀な人材を確保することが必須であると認識しております。当社の競争力向上にあたっては、それぞれの部門において高い専門性を有する人材が要求されることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を確保し、人材育成に積極的に努めていく方針であります。しかしながら、優秀な人材の確保が困難となった場合や人材育成が計画通りに進まなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

① 為替変動について

当社グループは、9割超の商品を海外から仕入れているため、急激な円安の影響により仕入価格が上昇する可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 訴訟のリスクについて

当社グループは、事業運営において、皮革商品のデザインや形状等について、当社の瑕疵の有無にかかわらず、皮革商品のデザインや形状等の問題に起因する損害の賠償請求、訴訟(以下「訴訟等」といいます。)の提起を受ける可能性があります。

当社グループは、事前に専門家への相談や意匠権を取得する等により訴訟等のリスクを低減し、 またトラブルや問題等が発生した場合は可能な限り迅速に対応する等して訴訟等のリスクに対する 対策を講じていますが、万が一訴訟等が生じた場合は、訴訟等の内容や損害賠償請求額によっては、 社会的信用が低下、また、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。 なお、令和元年6月13日付で、当社が日本国内で販売している弊社ブランドHanaa-fu(ハナアフ)の一部の3商品について、株式会社イッセイミヤケ及びその親会社より、製造販売等の差止めを求める仮処分の申し立てを東京地方裁判所に受けましたが、令和2年8月3日付で和解いたしました。

また、当社は自らの意思により対象となる商品については和解に先立ち、令和2年5月27日付けをもって販売を行っておらず、当社売上全体に占める割合において僅少である為、売上への影響は軽微であり、当該和解に伴う関連費用については2019年12月期の連結財務諸表にて引当済みであることから、今期の業績における影響は軽微であると考えております。

③ 個人情報の管理について

当社グループは、利用者本人を識別することができる個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。そのため、個人情報保護に関しては、規程の整備や日常的な研修等によりその取扱いに十分注意を払っております。しかしながら、個人情報が当社グループ関係者や業務提携・委託先などの故意または過失により外部への流出や、悪用される事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 減損損失について

外部環境の著しい変化等により、店舗事業における店舗収益が悪化し、店舗における営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなった場合、固定資産について減損損失を計上する可能性があります。また、クロスメディア事業におけるインフォマーシャルの制作費は資産計上(長期前払費用)しておりますが、当初予定された販売数量が想定通りにいかない場合は減損損失を計上し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 店舗事業の収益改善について

店舗事業については第28期連結会計年度及び第29期連結会計年度において、セグメント損失を計上しておりますが、単に店舗で商品を販売するという役割だけでなく、クロスメディア事業を通じて当社商品に興味を持っていただいた消費者の方に、実際に手に取って頂けるショールームとしての役割もあると考えております。また、店舗があるという信用力がクロスメディア事業に寄与していると考えており、今後も引き続きクロスメディアを通じた広告宣伝を中心に、店舗事業における収益性の改善を図ってまいります。しかしながら、想定通りに当事業の収益性が改善しない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 差入れた保証金等について

当社の店舗の一部は賃借物件であり、出店に際して敷金及び保証金の差入れを行っております。 令和元年12月末において、敷金及び保証金の残高は26,852千円(総資産に対する比率は1.4%)と なっております。そのため、当社が賃貸借契約を締結している店舗オーナーの業績等によっては、 上記債権の全部又は一部が回収できなくなる事態が生じた場合、当社グループの財政状態及び経 営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 有利子負債への依存度について

当社は、出店による設備資金及び差入保証金等を主として金融機関からの借入金等によって調達しております。有利子負債比率(総資産に対する有利子負債の比率)は65.8%(令和元年12月31日現在)となっており、今後の金利動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、資金調達については、案件ごとに複数の金融機関と交渉し、最適な借入条件で実行しておりますが、急激な環境の変化等により、資金調達が実行できなくなった場合には、新規出店の遅延等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当事業年度末現在において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針でありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

⑨ 担当J-Adviserとの契約について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定であります。

当社ではフィリップ証券㈱を令和2年3月30日開催の取締役会において、担当J-Adviserに指定する事を決議し、令和2年3月31日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱(以下「乙」という。)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその連結会計年度の末日(連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日) に債務超過の状態である場合において(上場後3年間に終了する事業年度において債務超過と なった場合を除く)、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超 過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

- a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面
 - (a)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものである ことを証する書面
 - (b)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」基 づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて 債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- (2)銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としな

い法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の 継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場 合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出 資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は 解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の 譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合 には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあ るものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものである こと。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護 の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- (5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に

代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日 (当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議 (委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を 受けた日)
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合((3) bの規定 の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の 書面による報告を受けた日。

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法 令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない と判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、「不適 正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事 由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が 認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て 等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が 株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくもの の導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点にお いて暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)。
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、 なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類 株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会 社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付 種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が 甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項 について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行す るものとして取り扱う。)。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主 総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求 権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の 発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資

者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果を もたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場 廃止を適当と認めた場合。

< J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- 1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヵ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- 3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、公表日(令和2年8月28日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、1,470,084千円(前連結会計年度末は、1,082,810千円)となり387,273千円増加しました。現金及び預金が433,365千円増加したことが主な要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、444,749千円(前連結会計年度末は、275,881千円) となり168,867千円増加しました。土地が94,716千円増加、建物及び構築物が34,869千円、工具、器 具及び備品が20,730千円増加したことが主な要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、1,162,863千円(前連結会計年度末は、1,052,757 千円)となり110,106千円増加しました。短期借入金は105,997千円減少したものの、未払金が 153,335千円増加、未払法人税等が93,655千円増加したことなどが主な要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、684,258千円(前連結会計年度末は、443,227千円) となり241,030千円増加しました。長期借入金が250,022千円増加したことが主な要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、67,712千円(前連結会計年度末は、△137,292千円)となり205,005千円増加しました。資本金85,000千円、資本剰余金48,000千円を減資し、あらたに資本金22,000千円、資本剰余金22,000千円を増資したこと、及び親会社株主に帰属する当期純利益が160,720千円となったことが主な要因であります。

(3)経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 運転資本

上場予定日(令和2年10月2日)から12か月間の当社グループの運転資本は、現状の自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であることを確認しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、新たに出店した東急プラザ渋谷店、東京目黒本店の店舗内装工事を中心として、84,634千円を投資いたしました。

また、有楽町マルイ店の撤退及び新宿マルイ店の移転等により14,985千円を除却いたしました。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

令和元年12月31日現在

事業所名	セグメントの	設備の		帳簿価額(千円)				
(所在地)	名称	内容	建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	(名)
本社 (鳥取県倉吉市)	全社 (共通)	本社 機能	25, 895	2, 337	5, 917	32, 494 (3, 320)	66, 644	31
バルコスショップ 鳥取店 (鳥取県鳥取市)	店舗事業	店舗	7, 333	I	3, 649	-	10, 982	2
東急プラザ渋谷店 (東京都渋谷区)	店舗事業	店舗	4, 106	l	15, 869	-	19, 976	_
バルコス東京目黒 本店 (東京都目黒区)	店舗事業	店舗	16, 511	-	1, 239	41, 609 (209. 4)	59, 360	1
賃貸用不動産	全社 (共通)	賃貸	15, 183	-	612	17, 719 (586. 99)	33, 514	_

- (注)上記の金額には消費税等は含まれておりません。
- (2) 国内子会社 該当事項はありません。
- (3) 在外子会社 該当事項はありません。
- 3 【設備の新設、除却等の計画】(令和2年7月31日現在)
- (1) 重要な設備の新設等 該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	期末帳簿価額 (千円)	除却等の予定年月
発行者	岡山一番街店 (岡山県岡山市)	店舗事業	店舗	4, 601	令和2年9月

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の 別、額面・無額 面の別及び種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行 株式数 (株)	連結会計年度 末現在発行数 (令和元年12月 31日) (株)	公表日現在 発行数 (令和2年8月 28日) (株)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容
普通株式	4, 560, 000	3, 420, 000	1, 140	1, 140, 000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4, 560, 000	3, 420, 000	1, 140	1, 140, 000		_

⁽注) 令和2年7月31日開催の取締役会決議により、令和2年7月31日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより、発行済株式総数は1,138,860株増加し、1,140,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は4,558,000株増加し、4,560,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和元年12月26日 (注1)	_	920	△85, 000	8, 000	△48, 000	_
令和元年12月26日 (注 2)	220	1, 140	22, 000	30,000	22, 000	22,000
令和2年7月31日 (注3)	1, 138, 860	1, 140, 000	_	30,000	_	_

- (注) 1. 令和元年11月11日開催の臨時株主総会決議に基づき、資本金の額93,000千円を85,000千円減額し8,000千円とし及び資本準備金の額48,000千円を全額減額したうえで、その金額を利益剰余金に振り替えております。
 - 2. 有償第三者割当 発行価格200,000円 資本組入額100,000円 割当先 株式会社グリーン
 - 3. 令和2年7月31日開催の取締役会決議に基づき、令和2年7月31日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより株式数は1,138,860株増加し、1,140,000株となっております。

(6)【所有者別状況】

令和2年7月31日現在

	株式の状況(1 単元の株式数100株))		
区分	政府及び 地方公共 金融機	金融機関	金融商品	その他の	外国法人等		個人	≅L	単元未満 株式の状況 (株)
	団体	並 	取引業者	法人	個人以外	個人	その他	計	(PK)
株主数 (人)	_	_	_	1	_	_	1	2	_
所有株式数 (単元)	_	_	_	2, 200	_	_	9, 200	11, 400	_
所有株式数 の割合(%)	_		_	19. 30	_	_	80. 70	100	_

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和2年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_		_
議決権制限株式(自己株式等)	_		_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,140,000	11, 400	_
単元未満株式	_	_	_
発行済株式総数	1, 140, 000	_	_
総株主の議決権	_	11, 400	_

⁽注1) 令和2年7月31日開催の取締役会決議により、令和2年7月31日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

⁽注2) 令和2年7月31日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は期末配当、中間配当の年2回を基本方針としており、配当の決定機関は中間 配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当事業年度の剰余金の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。 内部留保につきましては、経営基盤の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。 今後の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために、必要な内部留保を優先的に 確保しつつ毎期の利益水準を勘案した上で、その実施を検討する所存であります。

なお、当社は定款において、取締役会の決議により、毎年6月末日の株主名簿に記載または記録された株主に対し、中間配当を行うことができる旨を定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性3名、女性1名(役員のうち女性の比率25%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表 取締役 社長	1職名	山本敬		昭和63年4月 平成3年5月 平成12年12月 平成13年6月 平成20年7月 平成21年6月	略性 株式会社カラリー入社 有限会社バルコス (現当社) 取締役部長就任 当社代表取締役社長就任 (現任) 有限会社アイ・シー・オー 代表取締役就任 (現任) BARCOS HONG KONG LIMITED 取締役就任 (現任) 广州巴可斯皮具贸易有限公 司執行役員就任	(注)3	(注) 1	
			令和元年9月	广州巴可斯商贸有限公司 取締役就任 (現任)				
取締役	店舗事業部長	田子知	昭和41年 8月14日	昭和59年4月 平成7年7月 平成11年2月 平成30年1月 令和元年9月	富士通第一通信ソフトウエ ア株式会社入社 当社入社 当社取締役就任 当社取締役兼店舗事業部長 就任(現任) 广州巴可斯商贸有限公司監 査役就任(現任)	(注) 3	(注) 1	_
取締役	管理部長	髙田真由子	昭和53年4月29日	平成14年4月 令和元年8月 令和元年9月	当社入社 当社取締役兼管理部長就任 (現任) BARCOS HONG KONG LIMITED 取締役就任(現任)	(注) 3	(注) 1	-
監査役	-	野口和嵩	昭和63年 12月14日	平成28年2月 平成31年4月 令和元年8月	有限責任監査法人トーマツ 入所 野口会計事務所入所 当社監査役就任(現任)	(注) 4	(注) 1	-
計					1, 140, 000			

- (注) 1. 令和元年12月期における役員報酬の総額は33,455千円を支給しております。
 - 2. 監査役野口和嵩は、社外監査役であります。
 - 3. 取締役の任期は、令和2年7月31日開催の臨時株主総会の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 - 4. 監査役の任期は、令和2年7月31日開催の臨時株主総会の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの適切な関係を維持し、企業の社会 的責任を果たすために、永続的な発展と成長、継続的な企業価値の最大化を目指すとともに、経 営の健全性、効率性、透明性を確保すべく、最適な経営管理体制を目指しております。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

1) 取締役会

取締役会は、取締役3名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。原則として毎月1回開催される他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。

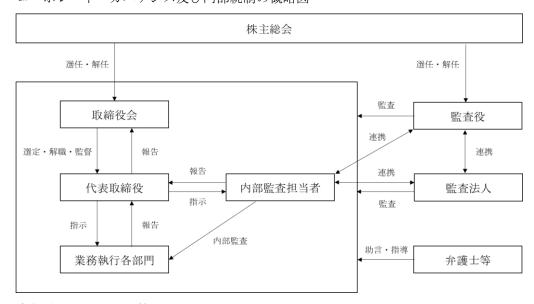
また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行を監督するとともに、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告・共有しております。監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

3) 当社の経営上の意思決定、業務執行、監査及び内部統制の仕組みは、下記のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス及び内部統制の概略図



4) 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会規程、業務分掌規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、 特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切 に働くよう努めております。また、企業の成長と存続を維持していくためには、すべての取締役・使用人が法令遵守のもと、高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であることから、コンプライアンス規程を定め、啓蒙活動を行っております。

5) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、管理部が主管部署として、業務を監査しております。管理部の監査は管理部以外の者が実施しており、相互に牽制する体制をとっており、内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実行性を高めることとしております。

6) 会計監査の状況

当事業年度において財務諸表監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

監査法人名	公認会計士の氏名等				
監査法人ハイビスカス	指定社員 業務執行社員	堀 俊介			
監査伝入ハイモスカス	指定社員 業務執行社員	堀口 佳孝			

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間に特別の利害関係はありません。

注)継続監査年数は、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士3名 その他1名

② リスク管理体制の整備の状況

当社は、想定される事業リスクを最小限に留めるべく、社内規程及び各種マニュアル等に 沿った業務を遂行することで社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。また、 必要に応じて弁護士等の複数の専門家から重要な法律問題について適宜アドバイスを受け、 法的リスクの回避・軽減に努めております。

③ 社外取締役及び社外監査役との関係について

当社では、社外監査役1名を選任しておりますが、当社との人的関係・資本的関係・取引 関係・又はその他利害関係は一切ありません。

④ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照 らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の 利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取 締役会の承認を必要といたします。 このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑤ 取締役及び監査役の定数

当社は、取締役を10名以内、監査役を3名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 役員報酬の内容

取締役(社外取締役を除く)の年間報酬額 32,579千円 監査役(社外監査役を除く)の年間報酬額 -千円 社外役員の年間報酬額 876千円

⑦ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別 決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

9 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって毎年6月末日の 最終株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことが できる旨を定款に定めております。

⑩ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的をするものであります。

① 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑫ 社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める金額の合計額としております。

③ 株式の保有状況

イ) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数

2銘柄

貸借対照表計上額の合計額 2,317千円

ロ)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及 び保有目的

(最近事業年度の前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
㈱鳥取銀行	1, 264. 79	1,801	取引関係の維持・強化
㈱T&Dホールディングス	400	511	取引関係の維持・強化

(最近事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
㈱鳥取銀行	1, 264. 996	1, 759	取引関係の維持・強化
㈱T&Dホールディングス	400	558	取引関係の維持・強化

ハ)保有目的が純投資目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的 該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

E /\	最近連結会計年度				
区分	監査証明業務に基づく報酬	(千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)		
発行者		4, 900	_		
連結子会社		_	_		
計		4, 900	_		

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】 該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査日数等を勘案し、監査役の同意を得て決定しております。

第6 【経理の状況】

- 1. 連結財務諸表の作成方法について
- (1)当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券 上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当 と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当社の当連結会計年度(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人ハイビスカスの監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成30年12月31日)	当連結会計年度 (令和元年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ 2 323, 800	※ 2 757, 166
受取手形及び売掛金	351, 583	243, 016
商品	351,060	419, 229
原材料及び貯蔵品	816	1, 135
その他	62, 148	51, 236
貸倒引当金	$\triangle 6,600$	$\triangle 1,700$
流動資産合計	1, 082, 810	1, 470, 084
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	※ 2 54, 225	※ 2 89,095
機械装置及び運搬具(純額)	3, 411	2, 337
工具、器具及び備品(純額)	26, 404	47, 135
土地	※ 2 20, 101	※ 2 114, 817
有形固定資産合計	<u>* 1 104, 143</u>	※ 1 253, 385
無形固定資産	16, 773	9,771
投資その他の資産		
投資有価証券	2, 312	2, 317
長期前払費用	68, 023	49,722
繰延税金資産	29, 482	61,616
その他	55, 145	67, 936
投資その他の資産合計	154, 964	181, 592
固定資産合計	275, 881	444, 749
資産合計	1, 358, 692	1, 914, 834

	前連結会計年度 (平成30年12月31日)	当連結会計年度 (令和元年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	28, 892	18, 409
短期借入金	※ 3 696, 611	※ 3 590, 614
1年内返済予定の長期借入金	※ 2 42, 984	※ 2 61,644
未払金	197, 216	350, 552
未払法人税等	1, 469	95, 124
リース債務	7, 179	7, 324
訴訟損失引当金	_	10, 500
その他	78, 404	28, 694
流動負債合計	1, 052, 757	1, 162, 863
固定負債		
長期借入金	※ 2 340, 574	※ 2 590, 596
リース債務	16, 384	11,658
退職給付に係る負債	34, 778	34, 618
資産除去債務	_	7, 160
その他	51, 490	40, 224
固定負債合計	443, 227	684, 258
負債合計	1, 495, 985	1, 847, 121
純資産の部		
株主資本		
資本金	93, 000	30,000
資本剰余金	48,000	22,000
利益剰余金	△277, 066	16, 654
株主資本合計	△136, 066	68, 654
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	$\triangle 2,954$	△2, 952
為替換算調整勘定	1,727	2,010
その他の包括利益累計額合計	△1, 226	△941
純資産合計	△137, 292	67, 712
負債純資産合計	1, 358, 692	1, 914, 834

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

	前連結会計年度	(単位:千円) 当連結会計年度
	(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	(自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)
売上高	2, 215, 912	3, 085, 896
売上原価	881, 304	※ 1 847, 990
売上総利益	1, 334, 608	2, 237, 90
販売費及び一般管理費	※ 2 1, 355, 294	※ 2 1, 926, 83
営業利益又は営業損失(△)	△20, 685	311, 07
営業外収益	·	
受取利息	8	
受取配当金	99	8
受取賃貸料	6, 944	7, 60
保険解約返戻金	737	7, 58
補助金収入	6, 727	
その他	1,756	3, 23
営業外収益合計	16, 273	18, 50
営業外費用		
支払利息	38, 586	28, 34
賃貸費用	5, 000	4, 97
その他	783	42
営業外費用合計	44, 369	33, 75
経常利益又は経常損失(△)	△48, 782	295, 82
特別損失		
固定資産除却損	※ 3 15, 730	※ 3 12, 38
減損損失	_	※ 4 49, 21
訴訟損失引当金繰入額	_	10, 50
特別損失合計	15, 730	72, 10
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)	△64, 513	223, 72
法人税、住民税及び事業税	3, 412	95, 13
法人税等調整額	△20, 201	△32, 13
法人税等合計	△16, 788	63, 00
当期純利益又は当期純損失(△)	△47, 724	160, 72
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△47,724	160, 72

【連結包括利益計算書】

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)
- 当期純利益又は当期純損失 (△)	$\triangle 47,724$	160, 720
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	$\triangle 2,954$	2
為替換算調整勘定	138	282
その他の包括利益合計	※ △2,815	※ 284
包括利益	△50, 540	161,005
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	$\triangle 50,540$	161,005
非支配株主に係る包括利益	_	-

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	93,000	48,000	△229, 341	△88, 341
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純 損失(△)			△47, 724	△47, 724
株主資本以外の項目の当期変 動額(純額)				
当期変動額合計	_		△47, 724	△47,724
当期末残高	93,000	48,000	△277, 066	△136, 066

	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
当期首残高	_	1, 589	1,589	△86, 752
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純 損失(△)				△47, 724
株主資本以外の項目の当期変 動額(純額)	△2, 954	138	△2,815	△2, 815
当期変動額合計	△2, 954	138	△2,815	△50, 540
当期末残高	△2, 954	1,727	△1, 226	△137, 292

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	93,000	48,000	△277, 066	△136, 066
当期変動額				
新株の発行	22,000	22,000		44, 000
減資	△85,000	△48,000	133, 000	-
親会社株主に帰属する当期純 利益			160, 720	160, 720
株主資本以外の項目の当期変 動額(純額)				
当期変動額合計	△63,000	△26,000	293, 720	204, 720
当期末残高	30,000	22,000	16, 654	68, 654

	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
当期首残高	△2, 954	1,727	△1, 226	△137, 292
当期変動額				
新株の発行				44, 000
減資				_
親会社株主に帰属する当期純 利益				160, 720
株主資本以外の項目の当期変 動額(純額)	2	282	284	284
当期変動額合計	2	282	284	205, 005
当期末残高	△2, 952	2,010	△941	67, 712

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)	△64, 513	223, 726
減価償却費	17,697	22, 690
長期前払費用償却額	7, 707	15, 111
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,000	△4, 900
訴訟損失引当金の増減額(△は減少)	_	10, 500
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	-	△159
受取利息及び受取配当金	△107	△92
支払利息	38, 586	28, 348
減損損失	-	49, 212
固定資産除却損	15, 730	12, 389
売上債権の増減額 (△は増加)	151, 511	108, 567
たな卸資産の増減額 (△は増加)	$\triangle 50,458$	△68, 487
仕入債務の増減額 (△は減少)	$\triangle 502$	△10, 482
預り金の増減額 (△は減少)	50, 502	$\triangle 43,335$
未払金の増減額 (△は減少)	139, 578	97, 082
その他	34, 667	△11,882
小計	339, 401	428, 286
利息及び配当金の受取額	107	92
利息の支払額	△38, 586	△28, 348
法人税等の支払額	$\triangle 4,601$	△609
営業活動によるキャッシュ・フロー	296, 321	399, 420
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	$\triangle 12,306$	△31, 081
無形固定資産の取得による支出	$\triangle 5, 160$	△997
定期預金の預入による支出	$\triangle 15, 162$	$\triangle 15, 162$
定期預金の払戻による収入	15, 159	15, 162
敷金及び保証金の差入による支出	$\triangle 1,602$	$\triangle 16,360$
敷金及び保証金の回収による収入	_	5, 136
長期前払費用の取得による支出	△55, 110	$\triangle 13,224$
その他	9, 182	△2, 691
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u></u>	△59, 218
財務活動によるキャッシュ・フロー		,
短期借入金の純増減額(△は減少)	$\triangle 11,440$	△105, 997
長期借入れによる収入	74, 677	386, 393
長期借入金の返済による支出	$\triangle 42,484$	△174, 711
役員借入金の返済による支出	<i>△</i> 12, 101	$\triangle 44,677$
長期未払金の返済による支出	_	$\triangle 4,369$
区別/小田立V/区内でよる人口	_	△4, 309

リース債務の返済による支出	_	△7, 540
株式発行による収入	_	44,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	20, 752	93, 098
現金及び現金同等物に係る換算差額	△158	64
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	251, 916	433, 364
現金及び現金同等物の期首残高	56, 722	308, 638
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 308, 638	※ 1 742, 003

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社アイ・シー・オー

BARCOS HONG KONG LIMITED

広州巴可斯皮具貿易有限公司

なお、広州巴可斯皮具貿易有限公司は、令和元年9月20日開催の取締役会において解散を決議し、令和2年6月16日をもって清算結了しております。

(2) 非連結子会社の名称等

广州巴可斯商贸有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、 いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売 却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2~50年

機械装置及び運搬具 2~6年

工具、器具及び備品 3~8年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5ステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時にまたは充足するに伴って認識する。

2. 適用予定日

令和4年12月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、当発行者 情報公表日時点において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成30年12月31日)	当連結会計年度 (令和元年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	113,488千円	121,994千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年12月31日)	当連結会計年度 (令和元年12月31日)
現金及び預金	10,000 千円	10,000千円
建物及び構築物	2, 241	23, 683
土地	-	44, 656
計	12, 241千円	78,340千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年12月31日)	当連結会計年度 (令和元年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	6,324千円	26,364千円
長期借入金	47, 923	121, 559
計	54, 247千円	147, 923千円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。 連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成30年12月31日)		当連結会計年度 (令和元年12月31日)	
当座貸越極度額	1,036,000千円	1,036,000千円	
借入実行残高	350, 575	340, 614	
差引額	685, 425千円	695, 386千円	

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価 に含まれております。

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成30年1月1日	(自 平成31年1月1日
至 平成30年12月31日)	至 令和元年12月31日)
一千 円	1,627千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 (自 平成31年1月1日 至 平成30年12月31日) 至 令和元年12月31日)	•
--	---

広告宣伝費	565, 287 千円	999, 157千円
給料手当	178, 552	157, 672
退職給付費用	3, 734	3, 732
外注費	162, 095	207, 593
貸倒引当金繰入額	△1,000	△4, 900

※3 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)
建物及び構築物	9, 380 千円	11,456千円
機械装置及び運搬具	-	0
工具、器具及び備品	0	932
ソフトウエア	6, 350	-
計	15,730 千円	12,389千円

※4 減損損失

前連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
鳥取県倉吉市(クロスメディア事業)	事業用資産	長期前払費用	43,335千円
東京都新宿区 (店舗)	事業用資産	建物及び構築物	5,876千円

事業用資産については管理会計上の区分を基準に原則として事業単位とし、店舗事業については 店舗ごとに、賃貸用不動産については個々の物件単位でグルーピングしております。

また、処分決定資産及び遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。

上記の資産については将来の使用が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、 当該減少額を減損損失(49,212千円)として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額によっておりますが、売却や他の転用が困難な 資産であるためゼロとして評価し、該当する資産の帳簿価額の全額を減損損失として計上してお ります。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度	当連結会計年度	
	(自 平成 30 年 1 月 1 日 至 平成 30 年 12 月 31 日)	(自 平成 31 年 1 月 1 日 至 令和元年 12 月 31 日)	
その他有価証券評価差額金			
当期発生額	△2,954 千円	2 千円	
組替調整額	-千円	-千円	
税効果調整前	△2,954 千円	2 千円	
税効果額	-千円	-千円	
その他有価証券評価差額金	△2,954 千円	2 千円	
為替換算調整勘定			
当期発生額	138 千円	282 千円	
組替調整額	-千円	-千円	
税効果調整前	138 千円	282 千円	
税効果額	-千円	-千円	
為替換算調整勘定	138 千円	282 千円	
その他の包括利益合計	△2,815 千円	284 千円	

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普 通 株 式	920	_	_	920
合 計	920		_	920

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式	式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普 通	i 株 式	920	220	_	1, 140
合	計	920	220	_	1, 140

(変動の事由の概要)

第三者割当増資による増加 220株

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)
現金及び預金	323,800千円	757, 166千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△15,162千円	△15,162千円
現金及び現金同等物	308,638千円	742,003千円

- 2 重要な非資金取引の内容
- (1) ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産の額	4,730 千円	2,720千円
ファイナンス・リース取引に係る 債務の額	5, 142 千円	2,959千円

(2) 重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日) 当連結会計年度 (自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)

重要な資産除去債務の計上額

一千円

7,160千円

(リース取引関係)

 ファイナンス・リース取引 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

オペレーティング・リース取引
 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部 外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金の資金使途は、運転資金及び設備投資資金であり、償還日は決算日後、最長で9年後であります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリンングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

- ② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理
 - 一部外貨建て営業債務については、為替の変動リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングを行っております。借入金については、市場金利等の動向を継続的に把握することにより、金利の変動リスクを管理しております。
- ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持 などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額はについては、次のとおりであります。 前連結会計年度(平成30年12月31日)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 現金及び預金	323, 800	323, 800	_
(2)受取手形及び売掛金	351, 583		
貸倒引当金(※)	△6, 600		
	344, 983	344, 983	
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	2, 312	2, 312	_
資産計	671, 097	671, 097	_
(1) 支払手形及び買掛金	28, 892	28, 892	_
(2) 短期借入金	696, 611	696, 611	_
(3) 未払金	197, 216	197, 216	_
(4) 未払法人税等	1, 469	1, 469	_
(5)長期借入金	383, 558	384, 939	1, 380
(1年内返済予定を含む)	303, 330	304, 939	1, 300
(6) リース債務	23, 564	24, 543	978
(1年内返済予定を含む)	20,001	=1, 010	0.0
負債計	1, 331, 312	1, 333, 670	2, 359

^(※) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(令和元年12月31日)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 現金及び預金	757, 166	757, 166	_
(2)受取手形及び売掛金	243, 016		
貸倒引当金(※)	△1, 700		
	241, 316	241, 316	
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	2, 317	2, 317	
資産計	1, 000, 800	1, 000, 800	
(1) 支払手形及び買掛金	18, 409	18, 409	
(2) 短期借入金	590, 614	590, 614	_
(3) 未払金	350, 552	350, 552	_
(4) 未払法人税等	95, 124	95, 124	_
(5)長期借入金 (1年内返済予定を含む)	652, 240	651, 190	△1, 050
(6) リース債務 (1年内返済予定を含む)	18, 983	19, 645	662
負債計	1, 725, 923	1, 725, 535	△388

^(※) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品及び有価証券に関する事項の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等 これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって おります。
- (5) 長期借入金(1年内返済予定を含む)、(6) リース債務(1年内返済予定を含む) これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される 利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成30年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	323, 800		_	
受取手形及び売掛金	351, 583	_	_	_
合計	675, 384	_	_	_

当連結会計年度(令和元年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	757, 166	_	_	_
受取手形及び売掛金	243, 016	_	_	_
合計	1,000,182	_	_	_

(注3) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成30年12月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	696, 611			_		
長期借入金	42, 984	127, 984	42, 493	33,000	32, 770	104, 327
リース債務	7, 179	6, 755	4, 904	4, 173	552	_
合計	746, 774	134, 739	47, 397	37, 173	33, 322	104, 327

当連結会計年度(令和元年12月31日)

	1年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	590, 614	1	1	1	l	_
長期借入金	61, 644	62, 616	336, 660	51, 430	48, 384	91, 506
リース債務	7, 324	5, 488	4, 777	1, 178	213	_
合計	659, 582	68, 104	341, 437	52,608	48, 597	91, 506

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループが有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	31, 044	34, 778
退職給付費用	3, 734	3, 732
退職給付の支払額	-	△3, 892
退職給付に係る負債の期末残高	34, 778	34, 618

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整額

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	34, 778	34, 618
連結貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	34, 778	34, 618
退職給付に係る負債	34, 778	34, 618
連結貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	34, 778	34, 618

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は、前連結会計年度3,734千円、当連結会計年度3,732千円です。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成30年12月31日)	当連結会計年度 (令和元年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	- 千円	5,929千円
退職給付費用	11, 929	11,874
連結上の未実現利益	27, 831	51, 998
減損損失	-	2,015
資産除去債務	-	2, 455
訴訟損失引当金	-	3,601
繰越欠損金	7, 763	-
その他	-	558
繰延税金資産小計	47, 524	78, 433
評価性引当額	△18, 041	△14 , 888
操延税金資産合計 —	29, 482	63, 545
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	-	△1, 928
繰延税金負債合計	-	△1, 928
繰延税金資産純額	29, 482	61,616

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成30年12月31日)	当連結会計年度 (令和元年12月31日)
法定実効税率	-%	34.3%
(調整)		
住民税均等割	-%	0.3%
法人税額の特別控除	-%	△0. 4%
適用税率の差異	-%	△0.6%
連結子会社当期純損失	-%	△3. 2%
評価性引当額の増減	-%	△2.5%
その他	-%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-%	28. 2%

⁽注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失のため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.141%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)
期首残高	一千円	一千円
有形固定資産の取得による増加額	_	7,160千円
時の経過による調整額	_	_
資産除去債務の履行による減少額	_	
期末残高	—千円	7,160千円

なお、敷金の額が賃借期間終了時の原状回復義務に係る債務の見込み額を上回る場合には、資産除去債務の負債計上に代えて、建物賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)等を有しております。

平成30年12月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は1,944千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	期首残高	25, 452
連結貸借対照表計上額	期中増減額	△291
	期末残高	25, 160
期末時価		18, 237

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 期中増減額のうち、減少額は減価償却費(291千円)であります。
 - 3. 期末の時価は、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

当連結会計年度(自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル (土地を含む。)等を有しております。

令和元年12月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は2,626千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

連結貸借対照表計上額	期首残高	25, 160
	期中増減額	7, 741
	期末残高	32, 902
期末時価		50, 324

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 期中増減額のうち、増加額は不動産取得(8,223千円)であり、減少額は減価償却費(482千円)であります。
 - 3. 期末の時価は、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

- 1. 報告セグメントの概要
 - (1)報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「クロスメディア事業」、「店舗事業」及び「海外事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「クロスメディア事業」は、インフォマーシャルを中心に、インターネット、新聞、雑誌などクロスマーケティングによる販売・管理・運営を行っております。「店舗事業」は、既存店舗の販売・管理・運営及び新規店舗の開拓を行っております。「海外事業」は、海外への販売、海外展示会への出展、及び新商品の開発を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」と同一であります。また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部売上高及び内部振替高等は市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

なお、当社は、事業セグメントに資産を配分しておりませんが、当該資産にかかる減価償却費についてはその使用状況等によった合理的な基準に従い事業セグメントに配分しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

		報告セク	調整額	連結財務諸表			
	クロスメデ ィア事業	店舗事業	海外事業	計	(注) 1	計上額 (注) 2	
売上高							
外部顧客への売上高	1, 784, 908	399, 682	31, 322	2, 215, 912	_	2, 215, 912	
セグメント間の内部 売上高又は振替高	I	-	-	_	_	1	
計	1, 784, 908	399, 682	31, 322	2, 215, 912	_	2, 215, 912	
セグメント利益 又は損失 (△)	378, 033	△151, 534	896	227, 395	△248, 080	△20, 685	
その他項目							
減価償却費	3, 304	3, 258	166	6, 729	10, 968	17, 697	

- (注) 1. セグメント利益又は損失 (\triangle) の調整額 \triangle 248,080千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - 2. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)

(単位:千円)

		報告セク	調整額	連結財務諸			
	クロスメデ ィア事業	店舗事業	海外事業	<u> </u>	(注) 1	表計上額 (注) 2	
売上高							
外部顧客への売上高	2, 386, 685	653, 940	45, 270	3, 085, 896	-	3, 085, 896	
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	_	-	_		-	
計	2, 386, 685	653, 940	45, 270	3, 085, 896	_	3, 085, 896	
セグメント利益 又は損失 (△)	473, 741	△6, 981	18, 931	485, 691	△174, 621	311, 071	
その他項目							
減価償却費	2, 375	11, 315	_	13, 690	9,000	22, 690	
減損損失	43, 335	5, 876	-	49, 212	_	49, 212	

- (注) 1. セグメント利益又は損失 (\triangle) の調整額 \triangle 174,621千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - 2. セグメント利益又は損失 (△) は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報 セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、 記載はありません。

当連結会計年度(自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、 記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)

(単位:千円)

	クロスメディ ア事業	店舗事業	海外事業	計	全社・消去	合計
減損損失	43, 335	5, 876	_	49, 212	_	49, 212

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日) 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当 事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
役員及 び個人 主要株	山本 敬	_	ı	当社代表取締役	(被所有) 直接	債務被保 証	銀行借入 に対する 債務被保 証 (注2)	1, 009, 258	_	_
主				社長	25. 98	資金の借 入	資金の借 入 (注3)	45, 000	固定負債 その他	44, 677
役員	松尾弥生	_	_	当社取締役	(被所有) 直接 6.09	不動産の 賃借	賃借料の 支払	10, 180	_	_

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 当社の銀行借入に対して、当社代表取締役社長山本敬より債務保証を受けております。取引金額は当連結会計年度末の債務被保証残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
 - 3. 資金の借入に対して、利息の支払いは行っておりません。

当連結会計年度(自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
役員及				W 41 / N = 2	(*************************************	債務被保証	銀行借入 に対する 債務被保 証 (注2) (注6)	1, 206, 111	-	_
び個人 主要株 主	山本敬		_	当社代表 取締役 社長	(被所有) 直接 80.70	不動産の購 入	土地・建 物の取得 (注3) (注6)	42, 237	ı	_
			資金の返済	資金の返 済 (注5) (注6)	44, 039	1	_			
役員	松尾弥生	1	I	当社取締 役	(被所有) 直接 6.09	不動産の購入 入 債務引受	土地・建 物の取得 借入金債 務の引受 (注3) (注4) (注6)	83, 816 56, 930	固定負債 その他	17, 924
役び近が間半所て会が記念しる	株式会社グ リーン (注7)	鳥取県 東伯郡 北栄町	1,000	資産管理	(被所有) 直接 19.30	第三者割当 増資の引受	第三者割 当増資の 引受 (注8)	44, 000	_	_

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 当社の銀行借入に対して、当社代表取締役社長山本敬より債務保証を受けております。取引金額は当連結会計年度末の債務被保証残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
 - 3. 不動産の購入については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。
 - 4. 松尾弥生氏から借入金債務を引き受けております。
 - 5. 資金の借入に対して、利息の支払いは行っておりません。
 - 6. 山本敬及び松尾弥生との取引は現在は解消しております。
 - 7. 当社役員山本敬が議決権の100%を直接保有しております。
 - 8. 当社が実施した第三者割当による新株発行を引き受けたものであります。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)
1株当たり純資産額	△149. 23	59. 40
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額(△)	△51.87	174. 13

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、 潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2. 令和2年7月31日付で普通株式1株式につき、1,000株の株式分割を行いましたが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 - 3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△47, 724	160, 720
普通株主に帰属しない金額(千円)	_	_
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△47, 724	160, 720
普通株式の期中平均株式数(株)	920, 000	923, 000

(重要な後発事象)

単元株制度の採用及び株式分割について

令和2年7月31日開催の取締役会決議に基づき、令和2年7月31日付をもって発行可能株式総数の変更に伴う定款変更及び株式分割をおこなっております。また、令和2年7月31日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、1単元を100株とすることで、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 単元株制度の概要

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(3) 株式分割の概要

① 分割の方法

令和2年7月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割による増加株式数

普通株式 1,138,860株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 1,140,00株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 4,560,000株

⑤ 株式分割の効力発生日

令和2年7月31日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して 算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(4) その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	696, 611	590, 614	2. 1	_
1年以内に返済予定の長期借入金	42, 984	61, 644	2. 1	_
1年以内に返済予定のリース債務	7, 179	7, 324	4. 0	_
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	340, 574	590, 596	1.9	令和3年月1日~ 令和13年12月
リース債務 (1年以内に返済予定 のものを除く)	16, 384	11,658	3. 7	令和3年1月~ 令和6年4月
合計	1, 103, 733	1, 261, 837	_	_

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2. 長期借入金及びリース(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日以降5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	62, 616	336, 660	51, 430	48, 384
リース債務	5, 488	4, 777	1, 178	213

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及 び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸 表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

重要な訴訟事件等

令和元年6月13日付で、当社が日本国内で販売している弊社ブランドHanaa-fu(ハナアフ)の一部の3商品について、株式会社イッセイミヤケ及びその親会社より、製造販売等の差止めを求める仮処分の申し立てを東京地方裁判所に受けましたが、令和2年8月3日付で和解いたしました。

また、当社は自らの意思により対象となる商品については和解に先立ち、令和2年5月27日付けをもって販売を行っておらず、当社売上全体に占める割合において僅少である為、売上への影響は軽微であり、当該和解に伴う関連費用については2019年12月期の連結財務諸表にて引当済み

であることから、今期の業績における影響は軽微であると考えております。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで				
定時株主総会	毎年3月				
基準日	毎年12月31日				
株券の種類	_				
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日				
₩www.hr⊒ ∧x ± t	毎年6月30日				
1 単元の株式数	100株				
株式の名義書換え(注) 1					
取扱場所	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部				
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社				
取次所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社				
名義書換手数料	無料				
新券交付手数料	該当事項はありません。				
単元未満株式の買取り					
取扱場所	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部				
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社				
取次所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社				
買取手数料	無料				
当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができ 日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.barcos.jp/					
株主に対する特典	該当事項はありません。				

- (注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。
 - 2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することがきない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の 氏名又は名称	移動前所有 者の住所	移動前所有者の発行 者との関係等	移動後所有者 の氏名又は名 称	移動後所有者 の住所	移動後所有者の 発行者との関係 等	移動株 数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
平成30年 3月15日	とりが とりが とりが とりが とりが とりが とりが とり	鳥取県倉 吉市扇町 9番地2	特別利害関係者 等(大株主上位 10名)	山本 敬	鳥取県東 伯郡北栄 町	特別利害関係者等(大株主上位10名、光報役)	60	30,000,000 (500,000) (注) 3.	ファンド 満期のた め
平成31年 4月15日	(㈱ワイエム 代表取締役 山本敬	鳥取県東 伯郡北栄 町江北 451番地 69	特別利害関係者 等(大株主上位 10名、役員等に より総株主の議 決権の過半数が 所有されている 会社)			N D 11 ()	681		贈与
	山本 実子	鳥取県東 伯郡北栄 町	特別利害関係者 等(大株主上位 10名、当社の代 表取締役の二親 等内の親族)						
	山本 仁	鳥取県倉吉市	特別利害関係者 等(大株主上位 10名、当社の代 表取締役の二親 等内の親族)	山本 敬	鳥取県東伯郡北栄				
	山本 果林	鳥取県東 伯郡北栄 町	特別利害関係者 等(大株主上位 10名、当社の代 表取締役の二親 等内の親族)		町				
	山本 大介	鳥取県東 伯郡北栄 町	特別利害関係者 等(大株主上位 10名、当社の代 表取締役の二親 等内の親族)						
	松尾 弥生	鳥取県倉吉市	特別利害関係者 等(大株主上位 10名、当社の代 表取締役の二親 等内の親族)						

- (注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は、上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいいます。)の末日(令和元年12月31日)から起算して2年前(平成30年1月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等(従業員持株会社を除く。以下1. において同じ)が、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。
 - 2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係

会社及びその役員

- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及び その役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
- 3. 移動価格については、譲渡人と譲受人が協議の上、決定した価格であります。
- 4. 令和2年7月31日付で、普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記の発行数、 発行価格、資本組入額は分割前の内容を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式		
発行年月日	令和元年12月26日		
種類 普通株式			
発行数	220株		
発行価格	200,000円 (注)2		
資本組入額	100,000円		
発行価額の総額 44,000,000円			
資本組入額の総額	22,000,000円		
発行方法	有償第三者割当		
保有期間等に関する確約	(注) 1		

- (注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並 びにその期間については以下のとおりであります。
 - (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までにおいて、第三者割当による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者について、担当J-Adviserに対して以下の各事項について書面により確約を行わせるものとされております。
 - ① 割当又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当又は交付を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)までの継続所有。
 - ② 割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に 書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
 - ③ その他同取引所が必要と認める事項。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は令和元年12月31日であります。
 - 2. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュフロー方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。
 - 3. 令和2年7月31日付で、普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記の発行数、発行価格、資本組入額は当該株式分割前の内容を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者との 関係
株式会社グリーン 代表取締役 山本 敬 資本金 100万円	鳥取県東伯郡北栄町 江北451番地69	資産管理	220	44, 000, 000 (200, 000)	特別利害関係者等 (役員等により総株 主の議決権の過半数 が所有されている会 社)

⁽注) 令和2年7月31日付で、普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格(単価) は当該株式分割前の内容を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
山本 敬 (注) 1、2	鳥取県東伯郡北栄町	920, 000	80.70
株式会社グリーン (注) 1、3	鳥取県東伯郡北栄町江北451番地69	220, 000	19. 30
計	_	1, 140, 000	100.00

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
 - 2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
 - 3. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
 - 4. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

株式会社バルコス 取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員 業務執行社員

公認会計士七九人发

玉俊编

指定社員 業務執行社員

公認会計士

掘口佳孝靈

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルコスの平成31年1月1日から令和元年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルコス及び連結子会社の令和元年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成30年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。